平成２８年（フ）第１９３３号
札幌市白石区栄通19丁目11番21号　スペース18―205号
債務者　久保　政明
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９４５号
札幌市白石区中央２条２丁目２番44―322号
債務者　宮田　英司
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９４９号
札幌市東区北43条東18丁目３番６号　パレス栄町301号
債務者　津田　健太
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９６１号
札幌市白石区東札幌５条６丁目６番９号　マンション杉井203号
債務者　村井　洋一
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３９５号
相模原市南区文京１丁目６番20―305号
債務者　菊地　孝子
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４０８号
相模原市緑区相原２丁目14番24号　マルベリーハウス201号
債務者　北沢　仁志
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４１６号
相模原市中央区上溝1533番地13　グリーンヒル丸崎Ａ１　103号室
債務者　菅原　伸子
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４１７号
相模原市中央区富士見４丁目４番２号　富士見マンション103号室
債務者　大野　光正
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４１８号
神奈川県座間市南栗原６丁目４番17号
債務者　永原大二朗
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４１９号
神奈川県座間市緑ケ丘２丁目27番12号　ウィンディービューⅡ201号
債務者　ロウベリー真弓（旧姓澤部）
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４２０号
相模原市中央区相模原３丁目４番７号　大友ロイヤルタウン相模原303
債務者　市毛　恵美
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４２４号
相模原市中央区千代田６丁目５番10号　コートヴェール106号室
債務者　柿澤　利彦
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３３０号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町２丁目81番地１（メゾンＵＩ　401）
債務者　黒川みゆき（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３４１号
岐阜県各務原市鵜沼南町４丁目10番地
債務者　南部　　誠
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第７１９号
大阪府藤井寺市林２丁目10番18―602号
債務者　溝川　泰史
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７８７号
堺市中区伏尾379番地９
債務者　浜崎　次美（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８８６号
堺市美原区北余部西１丁目１番５―211号
債務者　近本　賢三
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係